

# 令和3年度実績評価書

令和4年10月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成30年8月国家公安委員会・警察庁決定。以下「基本計画」という。）において、実績評価を実施する場合は、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標（基本目標）及び当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標（業績目標）を設定し、業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価することとされている。

もとより治安情勢に関する指標は、国内外の社会経済情勢の影響を受けるものであり、また、他の行政機関の取組や民間団体の活動等によっても改善が進むなど、国家公安委員会及び警察庁が実施する政策のみによってこれを評価することは難しい。

そこで、評価に当たっては、このことを考慮し、業績指標の達成状況のみならず、業績目標ごとに設定した参考指標の推移、外部要因の影響等を併せて勘案しつつ、今後の改善の方向性を示すためにも厳格かつ総合的に評価を行い、その結果を踏まえ本評価書を作成したものである。

なお、行政事業レビューとの連携確保のため、各業績目標の「業績目標達成のために行った施策」欄には、それぞれ関係する行政事業レビュー対象事業の事業番号及び事業名を記載している（施策全般に関わる事業については、記載を省略している。）。

## 凡 例

本評価書における用語等の意義は、特に断りのない限り、次のとおりとする。

### 1 (1) 刑法犯

道路上の交通事故に係る危険運転致死傷（改正前の刑法第208条の2の危険運転致死傷をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷（改正前の刑法第211条第2項の自動車運転過失致死傷をいう。以下同じ。）を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

### (2) 特別法犯

上記(1)の「刑法犯」以外の罪をいう。ただし、道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷、自動車運転過失致死傷及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに「道路交通法」、「道路運送法」、「道路運送車両法」、「道路法」、「自動車損害賠償保障法」、「高速自動車国道法」、「駐車場法」、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」、「タクシー業務適正化特別措置法」、「貨物利用運送事業法」、「貨物自動車運送事業法」、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に規定する罪を除く。

### (3) 包括罪種

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

ア 凶悪犯・・・殺人、強盗、放火及び強制性交等（強姦（改正前の刑法第177条の強姦、同法第178条第2項の準強姦、同法第178条の2の集団強姦及び集団準強姦、同法第181条第2項の強姦致死傷並びに同法第181条第3項の集団強姦致死傷をいう。以下同じ。）並びに改正後の刑法第177条の強制性交等、同法第178条第2項の準強制性交等、同法第179条第2項の監護者性交等及び同法第181条第2項の強制性交等致死傷をいう。）をいう。

イ 粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合をいう。

ウ 窃盗犯・・・窃盗をいう。

エ 知能犯・・・詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。

オ 風俗犯・・・賭博及びわいせつをいう。

カ その他の刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯をいう。

## 2 (1) 非行少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。

ア 犯罪少年・・・犯罪行為をした14歳以上20歳未満の者（少年法第3条第1項第1号）

・ 刑法犯少年・・・犯罪少年のうち刑法犯で警察に検挙された者

イ 触法少年・・・刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者（少年法第3条第1項第2号）

ウ ぐ犯少年・・・刑罰法令に該当しないぐ犯事由があつて、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

## (2) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、家出等を行つて警察に補導された20歳未満の者をいう。

## 3 交通事故

道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によつて起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

## 4 (1) 認知件数

警察において発生を認知した事件の数をいう。

## (2) 検挙件数

刑法犯において警察で検挙した事件の数をいい、解決事件の件数を含む。

## (3) 検挙人員

刑法犯において警察で検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。

## (4) 検挙率

認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいう。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年の前年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

なお、検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) 送致件数  
警察において送致・送付した事件の件数をいう。
- (6) 送致人員  
警察において事件を送致・送付した被疑者の数をいう。
  - ※ 未遂罪及び予備罪は、それぞれの既遂の罪に含めている。
  - ※ 統計、図表その他の計数資料における平成29年7月12日以前の「強制性交等」は、強姦の数値である。
  - ※ 四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計等が一致しない場合がある。

## 5 各業績指標の達成度の評価基準

- (1) 達成：◎  
指標を全て達成していると認められるもの
- (2) おおむね達成：○  
指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの
- (3) 達成が十分とは言い難い：△  
指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

## 6 各業績目標の達成度の評価基準（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

- (1) 目標超過達成：●  
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
- (2) 目標達成：◎  
全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
- (3) 相当程度進展あり：○  
一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの
- (4) 進展が大きくない：△  
一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

(5) 目標に向かっていない：×

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

## 7 評価結果の政策への反映の方向性について

(1) 引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

(2) 改善・見直し

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- ・ 既存事業の廃止・縮小をするとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- ・ 複数事業の統合を行う
- ・ 対象分野をシフトする
- ・ 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

(3) 廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部の廃止、休止又は中止をするもの

# 政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

※ この政策体系は、令和3年度に公表された評価に係るもの

| 基本目標            | 業績目標                              | ページ |
|-----------------|-----------------------------------|-----|
| 1 市民生活の安全と平穏の確保 | 1 総合的な犯罪抑止対策の推進                   | -   |
|                 | 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化         | -   |
|                 | 3 悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止              | -   |
| 2 犯罪捜査の的確な推進    | 1 重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上                 | -   |
|                 | 2 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化            | -   |
|                 | 3 捜査への科学技術の活用                     | -   |
|                 | 4 被疑者取調べの適正化                      | -   |
| 3 組織犯罪対策の強化     | 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化               | -   |
|                 | 2 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 | 1   |
|                 | 3 国際組織犯罪対策の強化                     | -   |
| 4 安全かつ快適な交通の確保  | 1 歩行者・自転車利用者の安全確保                 | -   |
|                 | 2 運転者対策の推進                        | -   |
|                 | 3 道路交通環境の整備                       | -   |
| 5 国の公安の維持       | 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処           | 4   |
|                 | 2 災害への的確な対処                       | 8   |
|                 | 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処 | 11  |
| 6 犯罪被害者等の支援の充実  | 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 | -   |
| 7 安心できるIT社会の実現  | 1 サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止  | 14  |

# 令和3年度実績評価書

基本目標3 業績目標2

(警察庁2-①)

|  |  |                         |                         |                         |                         |                        |
|--|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 基本目標   | 組織犯罪対策の強化  |                         |                         |                         |                         |                        |
| 業績目標   | オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化  |                         |                         |                         |                         |                        |
| 業績目標の説明                                      | <p>オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺(注1)の犯行手口は巧妙化・多様化し、依然として国民に甚大な被害が生じていることから、捜査活動及び予防活動を強化し、被疑者の早期検挙及び被害の防止を図る。</p> <p>注1 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。)の総称であり、「オレオレ詐欺」、「預貯金詐欺」、「架空料金請求詐欺」、「還付金詐欺」、「融資保証金詐欺」、「金融商品詐欺」、「ギャンブル詐欺」、「交際あっせん詐欺」、「その他の特殊詐欺」及び「キャッシュカード詐欺盗」がある。</p> |                         |                         |                         |                         |                        |
| 基本目標に関する<br>予算額・執行額等                         | 区分   | 元年度                     | 2年度                     | 3年度                     | 4年度                     |                        |
|  | 予算の<br>状況<br>(千円)  | 当初予算(a)                 | 64,229<br><136,792,574> | 50,867<br><157,497,903> | 50,362<br><127,874,884> | 97,587<br><89,301,956> |
|  |  | 補正予算(b)                 | 0<br><19,803,508>       | 0<br><9,275,923>        | 0<br><33,045,464>       |                        |
|  |  | 繰越し等(c)                 | 0<br><60,284,976>       | 0<br><21,444,026>       |                         |                        |
|  |  | 合計(a+b+c)               | 64,229<br><216,881,058> | 50,867<br><188,217,852> |                         |                        |
|  | 執行額(千円)  | 58,137<br><179,994,112> | 33,765<br><149,458,966> |                         |                         |                        |
| ※ 上段には組織犯罪対策費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。 |  |                         |                         |                         |                         |                        |
| 業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)              | <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)<br/>第3章 内外の環境変化への対応<br/>3. 国民生活の安全・安心</p> <p>○ 「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定)</p>   |                         |                         |                         |                         |                        |

|                 |   |                                    |        |        |        |        |           |           |        |
|-----------------|---|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----------|-----------|--------|
| 業績指標            | 業績指標①   | 項目                                 | 基準     |        |        |        |           | 実績        |        |
|                 | 特殊詐欺の認知件数及び被害総額(注2)                               |                                    | 28年    | 29年    | 30年    | 元年     | 2年        | 28~2年(平均) | 3年     |
|                 |   | 認知件数(件)                            | 14,154 | 18,212 | 17,844 | 16,851 | 13,550    | 16,122    | 14,498 |
|                 |   | 被害総額(億円)                           | 407.7  | 394.7  | 382.9  | 315.8  | 285.2     | 357.3     | 282.0  |
|                 | (4年3月暴力団対策課作成)                                    |                                    |        |        |        |        |           |           |        |
|                 | 注2 被害総額は、詐取又は窃取をされたキャッシュカードを使用して、ATMから引き出された額を含む。 |                                    |        |        |        |        |           |           |        |
| 達成状況:◎          | 達成目標  | 特殊詐欺の認知件数及び被害総額について、過去5年間の平均値を下回る。 |        |        |        |        |           |           |        |
| 業績指標②           | 項目  | 基準                                 |        |        |        |        | 実績        |           |        |
| 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員 |   | 28年                                | 29年    | 30年    | 元年     | 2年     | 28~2年(平均) | 3年        |        |
|                 |   | 検挙件数(件)                            | 4,471  | 4,644  | 5,550  | 6,817  | 7,424     | 5,781     | 6,600  |
| 検挙人員(人)         | 2,369   | 2,448                              | 2,837  | 2,861  | 2,621  | 2,627  | 2,374     |           |        |
| (4年3月暴力団対策課作成)  |   |                                    |        |        |        |        |           |           |        |
| 達成状況:○          | 達成目標  | 特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去5年間の平均値を上回る。 |        |        |        |        |           |           |        |

|  |          |                |       |       |       |       |       |      |
|--|----------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 参考指標・参考事例  | 参考指標①    | 項目             | 28年   | 29年   | 30年   | 元年    | 2年    | 3年   |
|  | 特殊詐欺の検挙率 | 特殊詐欺の検挙率(%)    | 31.6  | 25.5  | 31.1  | 40.5  | 54.8  | 45.5 |
|  |          | (4年3月暴力団対策課作成) |       |       |       |       |       |      |
|  | 参考指標②    | 項目             | 28年   | 29年   | 30年   | 元年    | 2年    | 3年   |
| 特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員(注3)   | 検挙件数(件)  | 4,084          | 4,405 | 4,122 | 3,673 | 3,556 | 3,393 |      |
|  | 検挙人員(人)  | 2,905          | 3,307 | 3,046 | 2,779 | 2,710 | 2,530 |      |
| (4年3月暴力団対策課作成)   |          |                |       |       |       |       |       |      |
| 注3 助長犯罪とは、他人への譲渡目的を秘して預貯金口座の開設や携帯電話の契約をしたり、預貯金口座を売買したりするなどの特殊詐欺を助長する犯罪であり、口座開設詐欺、盗品等譲受け等、犯罪収益移転防止法違反、携帯電話契約詐欺、携帯電話不正利用防止法違反及び組織的犯罪処罰法違反の検挙件数及び検挙人員を計上している。 |          |                |       |       |       |       |       |      |



業績目標達成のために  
行った施策

|   |
|---|
| <p>○ 総合的な特殊詐欺対策の推進【行政事業レビュー対象事業:38 特殊詐欺対策の推進、40 特殊詐欺対策に係る警告電話事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務質問等の現場検挙を積極的に実施して手交型(注4)の取締りを推進するとともに、検挙した被疑者の供述等に基づく突き上げ捜査や、拠点摘発等の際に押収した資料の分析等を通じて、犯行グループの中核被疑者を特定し、検挙を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団、不良外国人、暴走族、少年の不良グループ等の犯罪者グループ等を見定めた上で、各部門が連携して戦略的な取締りを推進するよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 被害金の調達先となっている金融機関等に対し、被害者に対する声掛けや警察への通報、一定年数以上振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円(又は極めて少額)とする取組の推進について働き掛けるよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 還付金詐欺対策として、金融機関等と連携し、「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」ことを社会の常識として定着させることを目的とした「ストップ! ATMでの携帯電話」運動を推進した。</li> <li>・ 電子マネー型(注5)への対策として、コンビニエンスストア等と連携し、電子マネー購入希望者への声掛け、店頭販売棚やレジ・端末機の画面への注意喚起の表示等の取組を推進するとともに、電子マネー発行会社と連携し、顧客への注意喚起をはじめとする被害防止に係る取組を推進するよう、都道府県警察に対し指導した。</li> <li>・ 警察庁において、都道府県警察が捜査の過程で入手した名簿を集約し還元することにより、都道府県警察における名簿登載者に対する個別訪問やコールセンターからの架電、レターの送付等による注意喚起等の被害防止対策を推進した。</li> <li>・ 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上利用できなくする「警告電話事業」を平成29年度に開始し、令和3年度中は、対象となった6,403番号のうち4,422番号(69.1%)に効果があった。</li> <li>・ 警察から主要な通信事業者に対し、犯行に利用された固定電話番号の利用停止及び新たな固定電話番号の提供拒否を要請する取組を令和元年9月から、050IP電話番号に係る取組を令和3年11月からそれぞれ開始した。令和3年中は4,116件の固定電話番号の利用を停止し、新たな固定電話番号の提供拒否の要請を3件行ったほか、3件の050IP電話番号の利用を停止し、新たな050IP電話番号の提供拒否の要請を4件行った。</li> </ul> <p>注4 被害者が現金等を自宅等に受け取りに来た犯人に直接手渡す形態<br/>注5 電子マネーを購入させ、そのIDを教えるよう要求し、プリペイドカードの額面分の金額(利用権)をだまし取る形態</p> |
| <p>○ 関係警察相互の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各道府県警察から派遣された捜査員により構成される「特殊詐欺首都圏派遣捜査専従班」が、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内における基礎捜査等に従事することにより、関係警察相互の連携を図った。</li> <li>・ 都道府県警察に対して、部門間の連携による情報収集や都道府県警察間の合同捜査、共同捜査等による犯行拠点の摘発等を推進するよう指示した。</li> <li>・ 都道府県警察本部に対する出張指導や管区警察局単位の会議等を開催し、各種検挙方策や施策について情報共有等を図った。</li> </ul>   |
| <p>○ 広報啓発活動の推進【行政事業レビュー対象事業:39 特殊詐欺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯教室、巡回連絡等の機会やテレビ、ウェブサイト等の各種媒体を通じて、犯行の手口や被害に遭わないためのポイント等について、積極的に国民に対する情報提供を行った。また、被害者となりやすい高齢者に対しては、防犯ボランティア団体等の協力により、電話や訪問による注意喚起を行うなど、直接的・個別的な働き掛けを推進した。</li> <li>・ 幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々により結成された「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(略称:SOS47)と共に、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら広報啓発活動を展開した。</li> <li>・ 公益財団法人全国防犯協会連合会等と連携して、犯行グループからの電話を受けないようにするための機器(自動通話録音、警告音声、迷惑電話番号からの着信拒否等の機能を有する機器)の普及促進に努めた。</li> </ul>  |
| <p>○ 資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:37 効率的捜査の更なる推進】</p> <p>特殊詐欺等に係る効率的捜査の更なる推進のための各種資機材等、特殊詐欺対策に必要な資機材を整備した。</p>   |
| <p>○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊詐欺の犯行の際に悪用されることの多い架空又は他人名義の預貯金口座及び携帯電話の供給・流通を遮断するため、預貯金口座の売買や他人名義の携帯電話の譲渡・譲受行為等について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法を適用するなどして、積極的に検挙活動を推進した。</li> <li>・ 特殊詐欺に悪用されるMVNO(仮想移動体通信事業者)が提供する携帯電話についても、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否のため、事業者に対する情報提供を推進した。</li> </ul>  |

|      |                      |   |  |
|------|----------------------|---|--|
| 評価結果 | 各行政機関<br>共通区分        | ○:相当程度進展あり  |  |
|      | 目標の達成状況              | 判断根拠  | 令和3年中の認知件数及び被害総額がいずれも過去5年間の平均値を下回り、また、同年中の検挙件数が過去5年間の平均値を上回ったものの、検挙人員は過去5年間の平均値を下回ったことから、「相当程度進展あり」と評価した。  |
|      | 達成状況の分析              | <p>業績指標①については、金融機関やコンビニエンスストア等の事業者と連携した被害防止対策や、幅広い世代に対し、高い発信力を有する著名人による広報啓発活動を推進したこと等が、認知件数や被害総額の減少につながり、指標を達成した。一方で業績指標②については、検挙件数は過去5年間平均を上回ったものの、検挙人員が過去5年間の平均を下回り、目標の一部は達成に至らなかった。</p> <p>現在、特殊詐欺の被害防止対策や受け子、出し子等の被疑者の取締りを着実に実施している。また、特殊詐欺は、犯罪者グループ等がその組織力を背景に、資金の供給、実行犯の周旋、犯行ツール等の提供を行い、分業化と匿名化を図った上で組織的に犯行を敢行している犯罪であることから、特殊詐欺が組織犯罪であるとの認識を定着させた上で、犯罪者グループ等の弱体化・壊滅に向け、警察の総合力を発揮して、犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙や上位者への突き上げ捜査、特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団等に対する多角的な取締りといった各種対策を講じているところであり、現行の取組を継続することで目標を達成することが可能であると考えられる。</p> |  |
|      | 目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括 | <p>目標の見直しの方向性</p> <p>【業績目標】<br/>特殊詐欺の被害は、高齢者を中心に依然として被害が高い水準で発生しているほか、還付金詐欺が急増しているなど、深刻な情勢が続いており、現在の業績目標を継続する。</p> <p>【業績指標】<br/>特殊詐欺の手口は、社会情勢の変化に応じて手口を変化することから、特定の手口のみを指標とすることなく、特殊詐欺全体の情勢について評価することができる指標を設定することが必要であることから、現在の特殊詐欺全体の情勢との比較が可能である指標として、引き続き、現在の指標を令和4年度の業績指標に設定する。</p>   | <p>評価結果の政策への反映の方向性</p> <p>【引き続き推進】<br/>令和元年6月25日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき、関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向け、被害防止対策、犯行ツール対策、効果的な取締り等を引き続き強力に推進する必要がある。</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 令和4年6月29日に開催した第39回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。 |
|-----------------|---|

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○ 犯罪統計<br>○ 「令和3年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について(暫定値版)」(令和4年2月3日警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課・生活安全局生活安全企画課) |
|---------------------------|---|

|       |                |          |         |
|-------|----------------|----------|---------|
| 政策所管課 | 暴力団対策課・生活安全企画課 | 政策評価実施時期 | 令和4年10月 |
|-------|----------------|----------|---------|

# 令和3年度実績評価書

基本目標5 業績目標1

(警察庁2-②)

|   |   |                             |                             |                             |                             |                            |
|---|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 基本目標  | 国の公安の維持   |                             |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標  | 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処   |                             |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標の説明   | <p>的確な警備措置を講ずることにより、重大テロ事案等(注1)を含む警備犯罪(注2)の予防鎮圧を図るとともに、その取締りを的確に実施する。(業績目標3に係る部分を除く。)</p> <p>注1 国民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるテロリズム及び過激な反グローバリズム運動に伴う大規模暴動等</p> <p>注2 国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪その他各種の社会運動に伴う犯罪</p>   |                             |                             |                             |                             |                            |
| 基本目標に関する<br>予算額・執行額等  | 区分  | 元年度                         | 2年度                         | 3年度                         | 4年度                         |                            |
|   | 予算の<br>状況<br>(千円)   | 当初予算(a)                     | 10,173,739<br><136,792,574> | 12,143,525<br><157,497,903> | 10,658,118<br><127,874,884> | 10,644,220<br><89,301,956> |
|   |   | 補正予算(b)                     | 29,576<br><19,803,508>      | 631,802<br><9,275,923>      | 206,345<br><33,045,464>     |                            |
|   |   | 繰越し等(c)                     | 0<br><60,284,976>           | 28,050<br><21,444,026>      |                             |                            |
|   |   | 合計(a+b+c)                   | 10,203,315<br><216,881,058> | 12,803,377<br><188,217,852> |                             |                            |
| 執行額(千円)   | 9,841,179<br><179,994,112>  | 11,072,662<br><149,458,966> |                             |                             |                             |                            |
| ※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。 |   |                             |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)                                   | <p>○ 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>Ⅲ 戦略の内容</p> <p>2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等</p> <p>○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)</p> <p>Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化</p> <p>2 水際対策の強化</p> <p>3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化</p> <p>4 官民一体となったテロ対策の推進</p> <p>○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)</p> <p>1 情報収集・集約・分析等の強化</p> <p>2 水際対策の強化</p> <p>3 ソフトターゲットに対するテロの未然防止</p> <p>4 重要施設の警戒警備及びテロ対処能力の強化</p> <p>5 官民一体となったテロ対策の推進</p> |                             |                             |                             |                             |                            |

|                      |        |   |                                 |
|----------------------|--------|---|---------------------------------|
| 治安警備及び警衛・警護の実施状況(事例) | 業績指標①  | 実績  |                                 |
|                      |        | <p><b>【事例1】</b><br/>令和3年度中、菅首相(当時)は、4月に首脳会談等のため米国を、6月にG7コーンウォールサミット出席等のため英国を、9月に日米豪印首脳会合出席等のため米国をそれぞれ訪問した。また、岸田首相は、11月にCOP26(第26回気候変動枠組条約締結国会議)世界リーダーズ・サミット出席等のため英国を、令和4年3月に首脳会談等のためインド及びカンボジアを、G7首脳会合出席等のためベルギーをそれぞれ訪問した。<br/>警察では、関係国の警察当局との緊密な連携の下、警護措置を実施した。</p> <p><b>【事例2】</b><br/>令和3年度中、天皇陛下は、第32回オリンピック競技大会開会式御臨席(7月)及び東京2020パラリンピック競技大会開会式御臨席(8月)のため行幸になった。<br/>警察では、皇室と国民との親和に配慮しつつ、天皇陛下の御身辺の安全を確保するとともに、歓送迎者の雑踏事故の防止を図った。</p> <p>上記事例のほか、重要施設等の警戒警備については、国内外の諸情勢に応じて警戒態勢の見直しを図りながら継続して実施している。令和3年度中も、警備対象の安全を確保するための警戒警備を実施した。しかしながら、安倍元総理に対する銃撃事案が令和4年7月8日発生し、警察庁において検証を行った結果、一部の警護を除き、警護の実施はもとより、警護計画の作成やその前提となる危険度の評価を行うための情報収集等を都道府県警察に委ねていた実態等が明らかとなり、警護における警察庁の関与の強化をはじめ、警護を担う組織体制の強化等警護において同様の事態を二度と生じさせないようするための具体的な対策を講ずることとなった。</p> |                                 |
|                      | 達成状況:△ | 達成目標  | 国内外の情勢に応じた警備措置を行い、警備対象の安全を確保する。 |

| 業績指標   | 業績指標②   | 項目   | 基準   |      |      |      |     | 実績            |             |
|--------|---|--|------|------|------|------|-----|---------------|-------------|
|        |   |  | 28年  | 29年  | 30年  | 元年   | 2年  | 28～2年<br>(平均) | 3年          |
| 業績指標   | 主要警備対象勢力<br>(注3)に係る犯罪<br>の検挙状況(検挙<br>件数及び検挙人員<br>並びに検挙事例) | オウム真理教<br>に係る事件検<br>挙件数(件・上<br>段)・検挙人員<br>(人・下段)   | 1件   | 1件   | 2件   | 1件   | 1件  | 1件            | 3件          |
|        |   |  | 2人   | 5人   | 2人   | 2人   | 1人  | 2人            | 3人          |
|        |   | 極左暴力集団<br>に係る事件検<br>挙件数(件・上<br>段)・検挙人員<br>(人・下段)   | 25件  | 32件  | 9件   | 17件  | 8件  | 18件           | 8件          |
|        |   |  | 35人  | 30人  | 8人   | 19人  | 10人 | 20人           | 9人          |
|        |   | 右翼運動に伴う<br>事件検挙件数<br>(件・上段)・検<br>挙人員(人・下<br>段)   | 102件 | 173件 | 114件 | 94件  | 62件 | 109件          | 44件         |
|        |   |  | 152人 | 216人 | 171人 | 112人 | 85人 | 147人          | 54人         |
|        |   | 注3 警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象   |      |      |      |      |     |               | (4年4月公安課作成) |
|        |   | 【事例1】<br>令和3年5月、オウム真理教出家信者が、ヨガ講義名目で勧誘した被害者に対し、<br>ヨガ講義が、オウム真理教入会に向けた説諭等を内容とすることを故意に告げること<br>なく契約を締結した等として、特定商取引に関する法律違反によりオウム真理教出家<br>信者1人を逮捕した。(京都) |      |      |      |      |     |               |             |
|        |   | 【事例2】<br>令和3年5月、革労協反主流派の影響下にある団体の活動方針に従わない関係者を<br>脅した同派最高幹部1人を脅迫罪で逮捕し、同派の中央拠点を摘発した。(大阪)  |      |      |      |      |     |               |             |
|        |   | 【事例3】<br>令和3年2月、韓国大使館周辺道路において、街頭宣伝車の拡声機を用いて暴騒<br>音を生じさせた違反行為に対する中止命令に従わず、引き続き暴騒音を生じさせた<br>右翼団体幹部ら2人を拡声機による暴騒音の規制に関する条例違反で逮捕した。<br>(警視庁)              |      |      |      |      |     |               |             |
| 達成状況:△ | 達成目標  | 主要警備対象勢力に係る犯罪の検挙件数及び検挙人員について、<br>過去5年間の平均並みの水準を維持する。   |      |      |      |      |     |               |             |

|                   |  |  |        |        |        |        |        |                |        |
|-------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|--------|
| 参考指標・参考事例         | 参考指標①  | 項目                                     | 28年度   | 29年度   | 30年度   | 元年度    | 2年度    | 28～2年度<br>(平均) | 3年度    |
|                   | 重大テロ事案等の<br>対処に係る各種訓<br>練の実施件数   | 国民保護共同訓練(回)                            | 22     | 29     | 24     | 20     | 11     | 21             | 20     |
|                   |  | 自衛隊との共同訓練(回)                           | 42     | 39     | 36     | 32     | 22     | 34             | 9      |
|                   |  | 海上保安庁との共同訓練(回)                         | 36     | 29     | 32     | 31     | 32     | 32             | 32     |
|                   |  | (4年4月警備第二課作成)                          |        |        |        |        |        |                |        |
|                   | 参考指標②  | 項目                                     | 28年    | 29年    | 30年    | 元年     | 2年     | 28～2年<br>(平均)  | 3年     |
|                   | 重大テロ事案等の<br>発生件数   | 重大テロ事案等の発生件数(件)                        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0              | 0      |
|                   |  | (4年4月国際テロリズム対策課作成)                     |        |        |        |        |        |                |        |
|                   | 参考指標③  | 項目                                     | 28年    | 29年    | 30年    | 元年     | 2年     | 28～2年<br>(平均)  | 3年     |
|                   | 治安警備及び警<br>衛・警護実施件数  | 治安警備実施件数(件)                            | 11,163 | 10,373 | 9,842  | 9,994  | 6,044  | 9,483          | 5,639  |
|                   |  | 警衛実施件数(件)                              | 4,117  | 4,102  | 3,646  | 3,846  | 1,688  | 3,480          | 1,478  |
|                   |  | 警護実施件数(件)                              | 19,776 | 19,168 | 19,027 | 20,323 | 13,486 | 18,356         | 15,744 |
|                   |  | (4年4月警備第一課作成)                          |        |        |        |        |        |                |        |
|                   | 参考指標④  | 項目                                     | 28年    | 29年    | 30年    | 元年     | 2年     | 28～2年<br>(平均)  | 3年     |
|                   | 不法滞在者等の検<br>挙件数及び検挙人<br>員並びに不法残留<br>者数                                       | 入管法違反送致件数<br>(件・上段)・送致人員<br>(人・下段)(注4) | 3,713  | 4,411  | 5,114  | 6,241  | 6,846  | 5,265          | 4,831  |
|                   |  | 2,979                                  | 3,512  | 4,024  | 4,735  | 5,005  | 4,051  | 3,528          |        |
| 入管法第65条の適用人員(人)   |  | 738                                    | 642    | 796    | 1,000  | 699    | 775    | 261            |        |
| 不法残留者数(注5)<br>(人) |  | 65,270                                 | 66,498 | 74,167 | 82,892 | 82,868 | 74,339 | 66,759         |        |
|                   | 注4 「入管法違反送致件数・送致人員」は、日本人が被疑者である事件を含む。<br>注5 法務省の公表による(各年の数字はその翌年の1月1日現在のもの)。 |  |        |        |        |        |        |                |        |



|                     |  |
|---------------------|--|
| 業績目標達成のために<br>行った施策 | <p>○ 重要施設等の警戒警備【行政事業レビュー対象事業：57 焦点、58 千葉県警察成田国際空港警備隊費、59 国境離島警備部隊費等、60 情報収集・分析の強化等、61 皇宮警察本部】<br/>         厳しい国際テロ情勢を踏まえ、原子力関連施設、首相官邸等の我が国の重要施設、米国関連施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を適切に実施した。</p> |
|                     | <p>○ 重大テロ事案等対処に係る各種訓練【行政事業レビュー対象事業：56 衛星回線契約役務、57 焦点、60 情報収集・分析の強化等】<br/>         重大テロ事案等の発生時において迅速かつ的確な対処を行い、被害の最小化を図るため、関係機関との共同訓練等の各種訓練を実施した。</p>                                 |
|                     | <p>○ 大規模警衛・警護警備【行政事業レビュー対象事業：56 衛星回線契約役務、57 焦点、60 情報収集・分析の強化等、61 皇宮警察本部】<br/>         警備事象や情勢等に応じた適切な警備体制を確立し、的確に警衛・警護警備を実施した。</p>   |
|                     | <p>○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業：57 焦点、60 情報収集・分析機能の強化等】<br/>         重大テロや武力攻撃事態等の緊急処理事態に至った場合に、関係機関・団体と連携し、住民の避難等の措置を適切に講じるため、内閣官房、自治体、消防、自衛隊等と平素から情報を共有するなど、緊密な連携を図った。</p>        |
|                     | <p>○ 主要警備対象勢力による違法事案の取締り等【行政事業レビュー対象事業：57 焦点、60 情報収集・分析機能の強化等、62 インターネット・オシントセンターの設置】<br/>         極左暴力集団、右翼等の主要警備対象勢力による各種違法事案の取締りを推進した。</p>  |
|                     | <p>○ 不法滞在者等の取締り等【行政事業レビュー対象事業：57 焦点、60 情報収集・分析機能の強化等】<br/>         合同摘発や情報交換等、出入国在留管理庁等の関係機関との連携を強化し、不法滞在者等の取締りを推進した。</p>  |

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
| 評価結果                        | <p>各行政機関<br/>共通区分</p>   | <p>×：目標に向かっていない</p>  |
|                             | <p>目標の達成状況</p>  | <p>判断根拠</p> <p>業績指標①については、安倍元総理に対する銃撃事案が令和4年7月8日発生し、警察庁において検証を行った結果、一部の警護を除き、警護の実施はもとより、警護計画の作成やその前提となる危険度の評価を行うための情報収集等を都道府県警察に委ねていた実態等が明らかとなり、警護における警察庁の関与の強化をはじめ、警護を担う組織体制の強化等警護において同様の事態を二度と生じさせないようにするための具体的な対策を講じることとなった。<br/>         こうした警護の現状を踏まえると、令和3年度の目標の達成状況としては、目標に向かっていないと言わざるを得ないと判断する。<br/>         業績指標②については、令和3年中、オウム真理教に係る事件検挙件数・検挙人員は過去5年間の平均値を上回り、重大テロ事案等を含む警備犯罪の予防鎮圧を図ることができたものの、極左暴力集団に係る事件検挙数・検挙人員及び右翼運動に伴う事件検挙件数・検挙人員は過去5年間の平均値を下回り、目標達成には至らなかったことから、進展が大きくないと判断した。<br/>         他方で、極左暴力集団に係る事件について、革労協反主流派の最高幹部を検挙した上、同派の中央拠点を摘発するなど、組織の実態解明に努めたほか、右翼運動に伴う事件については、大規模警備に伴う警戒警備において、重大テロ事案等を含む警備犯罪の未然防止を図り、国の公安の維持に努めた。<br/>         したがって、目標の達成状況については、「目標に向かっていない」と認められる。</p> |
|                             | <p>達成状況の分析</p>  | <p>業績指標①については、警護計画作成等における警察庁の関与を強化するなどにより高度化を図る必要があった。<br/>         業績指標②のうち、極左暴力集団に係る事件及び右翼運動に伴う事件の検挙件数・検挙人員については、過去5年間の平均値を下回っているが、これについては東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における重大な違法行為の抑止のため、同大会に対する不審動向等の関連情報の収集・分析に注力し、同大会に対する不法事案の未然防止に取り組んだためと考えられる。<br/>         しかしながら、極左暴力集団については暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んでいるものの依然として「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがあり、また、右翼については活発な抗議活動を行っており、これに伴い「テロ、ゲリラ」事件や違法行為を引き起こす可能性があることから、引き続き、違法行為の厳正な取締りを推進する必要がある。</p>   |
| <p>目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括</p> | <p>【業績目標】<br/>         今後も、国の公安の維持を目指すため、重大テロ事案等を含む警備犯罪の予防鎮圧を図るとともに、これら警備犯罪の未然防止に資する犯罪の取締りを的確に実施する必要があることから、業績目標については、令和4年度においても引き続き維持する。他方で、警衛・警護対象者の身辺の安全を確保するため、令和4年度の新たな業績目標として「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」を設定し、重点的に評価を行う。<br/>         【業績指標及び達成目標】<br/>         業績指標①について、警衛・警護に関する事項の他の業績目標への移行に伴い、「治安警備の実施状況(事例)」を設定する。<br/>         業績指標②について、検挙被疑者の組織内での地位、壊滅に至った組織のインフラ等、対象組織に与えた影響といった定性的な業績についても重要であることから、「主要警備対象勢力に係る犯罪の取締りを徹底し、事件検挙を通じて同勢力の実態解明を進める。」ことを令和4年度の達成目標として設定する。<br/>         また、業績目標「警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施」の業績指標として「警衛・警護を実施中の対象者に対する違法行為の発生状況(発生件数)」及び「警衛・警護に係る計画の審査状況(事例)」を設定する。</p> |  |

|                                  |  |   |                |
|----------------------------------|--|---|----------------|
|                                  | <p>評価結果の政策への反映の方向性</p>   | <p>【改善・見直し】<br/>警察庁と都道府県警察の体制等を強化し、新たな警護要則に基づき、警察庁が、警護上の危険度を都道府県警察に通報するほか、都道府県警察から警護計画の案の報告を受けて審査するなど、双方が一体となった的確な警衛・警護を実施する。また、国内外の情勢を踏まえた警戒警備、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、これらの警備措置や事案対処に当たる部隊の装備資機材等の充実・強化を図り、その対処能力の更なる向上に努める。また、引き続き、主要警備対象勢力に対する的確な対処により、重大テロ事案等を含む警備犯罪の未然防止に資する犯罪の取締りを的確に実施する。</p> |                |
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p>           | <p>令和4年6月29日に開催した第39回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取し、また、同年9月中旬に有識者の意見を追加聴取した上で作成した。</p> |   |                |
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>「治安の回顧と展望(令和3年版)」(令和3年12月、警察庁警備局)</p>   |   |                |
| <p>政策所管課</p>                     | <p>公安課・外事課・警備第一課・警備第二課</p>   | <p>政策評価実施時期</p>   | <p>令和4年10月</p> |

# 令和3年度実績評価書

基本目標5 業績目標2

(警察庁2-③)

|  |   |                            |                             |                             |                             |                            |
|--|---|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 基本目標   | 国の公安の維持   |                            |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標   | 災害への的確な対処   |                            |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標の説明  | 的確な警備措置を講ずることにより、災害の発生に伴う被害の最小化等を図る。  |                            |                             |                             |                             |                            |
| 基本目標に関する<br>予算額・執行額等   | 区分  | 元年度                        | 2年度                         | 3年度                         | 4年度                         |                            |
|  | 予算の<br>状況<br>(千円)   | 当初予算(a)                    | 10,173,739<br><136,792,574> | 12,143,525<br><157,497,903> | 10,658,118<br><127,874,884> | 10,644,220<br><89,301,956> |
|  |   | 補正予算(b)                    | 29,576<br><19,803,508>      | 631,802<br><9,275,923>      | 206,345<br><33,045,464>     |                            |
|  |   | 繰越し等(c)                    | 0<br><60,284,976>           | 28,050<br><21,444,026>      |                             |                            |
|  |   | 合計(a+b+c)                  | 10,203,315<br><216,881,058> | 12,803,377<br><188,217,852> |                             |                            |
|  | 執行額(千円)   | 9,841,179<br><179,994,112> | 11,072,662<br><149,458,966> |                             |                             |                            |
| ※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本項目に係る共通経費を、それぞれ掲載した(基本項目5・業績目標1の再掲) |   |                            |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  | ○ 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月)<br>二 東日本大震災からの復興、災害対策  |                            |                             |                             |                             |                            |
|  | ○ 「防災基本計画」(令和元年5月中央防災会議決定)<br>我が国の国土は、地震、津波、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 |                            |                             |                             |                             |                            |

| 業績指標    | 業績指標①  | 項目   | 基準   |      |      |     |     | 実績         |         |  |
|---------|--|--|------|------|------|-----|-----|------------|---------|--|
|         |  |  | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 28~2年度(平均) | 3年度(注2) |  |
| 業績指標    | 災害への対処に係る関係機関との合同訓練の実施状況(各種訓練の実施件数及び事例)  | 管区広域緊急援助隊(注1)合同警備訓練等での自衛隊等関係機関との合同訓練の回数(回)   | 9    | 9    | 7    | 8   | 7   | 8          | 4       |  |
|         |  | (4年4月警備第二課作成)  |      |      |      |     |     |            |         |  |
|         |  | 注1 大規模災害発生時等に全国警察から直ちに被災地へ派遣する部隊<br>注2 新型コロナウイルス感染症のため、北海道・東北管区、近畿管区、中国四国管区及び九州管区警察局での訓練が中止となった。   |      |      |      |     |     |            |         |  |
|         | 【事例1】<br>令和3年度、警視庁・東日本災害警備訓練施設において、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた、D-MATと警視庁広域緊急援助隊との合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図った。<br><br>【事例2】<br>令和3年度、千葉県内において、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、消防、自衛隊及びD-MATと関東管区警察局広域緊急援助隊との合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図った。 |  |      |      |      |     |     |            |         |  |
| 達成状況: ○ | 達成目標   | 関係機関との合同訓練の実施件数について、過去5年間の平均並みの水準を維持する。  |      |      |      |     |     |            |         |  |
| 業績指標②   | 実績   |  |      |      |      |     |     |            |         |  |
| 業績指標    | 災害警備活動の実施状況(事例)  | 【事例1】<br>令和3年2月の福島県沖を震源とする地震の発生に際し、管轄区域内で被害が発生した関係都道府県警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察用航空機(ヘリコプター)等を活用した被災状況についての情報収集等を実施した。  |      |      |      |     |     |            |         |  |
|         |  | 【事例2】<br>令和3年7月1日からの大雨の発生に際し、大規模な被害が発生した関係警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、広域緊急援助隊等の警察災害派遣部隊、警察用航空機(ヘリコプター)、小型無人機等を活用した被災状況についての情報収集、被災者の救出救助、交通対策、情報通信対策、被災地における各種犯罪等への対策等の活動を実施した。 |      |      |      |     |     |            |         |  |
|         |  | 【事例3】<br>令和3年8月の台風第9号及び第10号による被害の発生に際し、管轄区域内に被害が集中した島根県警察等では、警察本部長を長とする災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、被災状況についての情報収集や行方不明者の捜索等の活動を実施した。  |      |      |      |     |     |            |         |  |
| 達成状況: ◎ | 達成目標   | 災害の発生に際し、被害の最小化に向けた災害警備活動を推進する。  |      |      |      |     |     |            |         |  |

| 参考指標①                                  | 項目                              | 28年度  | 29年度   | 30年度   | 元年度       | 2年度    | 28～2年度<br>(平均) | 3年度    |
|--|---------------------------------|---|--------|--------|-----------|--------|----------------|--------|
|  | 災害警備活動に伴う被災都道府県警察の警察官出動延べ人員(注3) | 警察官の出動延べ人員(人)   | 40,029 | 25,389 | 62,735    | 72,296 | 15,226         | 43,135 |
|  |                                 | (令和4年4月警備第二課作成)   |        |        |           |        |                |        |
|  |                                 | 注3 台風、大雨、強風、高潮、地震及び津波による被害発生に伴い災害警備活動に従事した都道府県警察の警察官(現場臨場したものに限る)の延べ数 |        |        |           |        |                |        |
|  |                                 | 注4 年をまたぐ出動については、災害が発生した年に人員を計上  |        |        |           |        |                |        |
| 主な災害種別ごとの発生件数、人的被害及び被災都道府県警察の警察官出動延べ人員 | 項目                              | 28年   |        |        | 29年       |        |                |        |
|  |                                 | 地震  | 台風     | 計      | 地震        | 台風     | 計              |        |
|  | 件数(件)(注5)                       | 6   | 2      | 8      | 7         | 4      | 11             |        |
|  | 人的被害                            | 死者(人)   | 50     | 28     | 78        | 0      | 15             | 15     |
|  |                                 | 行方不明者(人)  | 0      | 3      | 3         | 0      | 0              | 0      |
|  |                                 | 負傷者(人)  | 2,854  | 184    | 3,021     | 5      | 347            | 352    |
|  | 出動延べ人員(人)(注6)                   | 25,390  | 7,974  | 33,364 | 354       | 9,886  | 10,240         |        |
|  | 項目                              | 30年   |        |        | 元年        |        |                |        |
|  |                                 | 地震  | 台風     | 計      | 地震        | 台風     | 計              |        |
|  | 件数(件)(注5)                       | 9   | 7      | 16     | 9         | 8      | 17             |        |
|  | 人的被害                            | 死者(人)   | 46     | 20     | 66        | 0      | 90             | 90     |
|  |                                 | 行方不明者(人)  | 0      | 0      | 0         | 0      | 4              | 4      |
|  |                                 | 負傷者(人)  | 1,237  | 1,384  | 2,621     | 60     | 681            | 741    |
|  | 出動延べ人員(人)(注6)                   | 9,136   | 19,120 | 28,256 | 321       | 65,781 | 66,102         |        |
|  | 項目                              | 2年  |        |        | 3年        |        |                |        |
|  | 地震                              | 台風  | 計      | 地震     | 台風        | 計      |                |        |
| 件数(件)(注5)                              | 7                               | 4   | 11     | 10     | 4         | 14     |                |        |
| 人的被害                                   | 死者(人)                           | 0   | 3      | 3      | 2         | 2      | 4              |        |
|  | 行方不明者(人)                        | 0   | 6      | 6      | 0         | 0      | 0              |        |
|  | 負傷者(人)                          | 25  | 145    | 170    | 261       | 49     | 310            |        |
| 出動延べ人員(人)(注6)                          | 108                             | 2,446   | 2,554  | 6,547  | 1,107     | 7,654  |                |        |
|  |                                 | ※ 地震の欄の数値には、地震によって発生した津波に係る数値も含む。(4年4月警備第二課作成)                        |        |        |           |        |                |        |
|  |                                 | 注5 件数は、警察庁において警備連絡室以上の警備本部等を設置した数                                     |        |        |           |        |                |        |
|  |                                 | 注6 「災害警備活動に伴う警察官の出動延べ人員」の注釈を参照  |        |        |           |        |                |        |
| 参考指標②                                  | 項目                              | 出動事案  |        |        | 出動延べ人員(人) |        |                |        |
| 警察災害派遣隊として被災都道府県警察に派遣された警察官出動延べ人員      | 28年度                            | 平成28年熊本地震(4月)   |        |        | 27,936    |        |                |        |
|  |                                 | 台風10号(8月、9月)  |        |        | 1,217     |        |                |        |
|  |                                 | 鳥取県中部地方を震源とする地震(10月)  |        |        | 226       |        |                |        |
|  | 29年度                            | 平成29年7月九州北部豪雨(7月)   |        |        | 3,110     |        |                |        |
|  |                                 | 平成30年2月4日からの大雪(2月)  |        |        | 40        |        |                |        |
|  | 30年度                            | 平成30年7月豪雨(7月)   |        |        | 19,357    |        |                |        |
|  |                                 | 平成30年北海道胆振東部地震(9月)  |        |        | 3,620     |        |                |        |
|  | 元年度                             | 令和元年東日本台風(10月)  |        |        | 4,406     |        |                |        |
|  | 2年度                             | 令和2年7月豪雨(7月)  |        |        | 2,927     |        |                |        |
|  |                                 | 令和2年台風10号(9月)   |        |        | 1,413     |        |                |        |
|  | 3年度                             | 令和3年7月1日からの大雨(7月)   |        |        | 4,152     |        |                |        |
| 令和3年8月の大雨(8月)                          |                                 |   | 364    |        |           |        |                |        |
|  |                                 | (4年4月警備第二課作成)   |        |        |           |        |                |        |

参考指標・参考事例

|                     |  |
|---------------------|--|
| 業績目標達成のために<br>行った施策 | ○ 災害警備活動【行政事業レビュー対象事業:56 衛星回線契約役務、57 焦点、60 情報収集・分析の強化等】<br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係都道府県警察は所要の体制を確立した。                            |
|                     | ○ 災害対策用資機材の整備【行政事業レビュー対象事業:57 焦点、60 情報収集・分析の強化等】<br>災害発生時に対処に当たる広域緊急援助隊の装備資機材等を充実させた。  |
|                     | ○ 災害への対処に係る関係機関との合同訓練【行政事業レビュー対象事業:56 衛星回線契約役務、57 焦点、60 情報収集・分析の強化等、63 災害警備訓練施設の整備】<br>全国の都道府県警察における各種実戦的訓練の実施により、災害対処能力を充実強化した。 |
|                     | ○ 関係機関との情報交換等の連携【行政事業レビュー対象事業:57 焦点、60 情報収集・分析の強化等】<br>災害発生時の対処等について、関係機関との情報交換を行うなど、緊密な連携を図った。                                  |



|      |                      |   |   |
|------|----------------------|---|---|
| 評価結果 | 目標の達成状況              | 各行政機関<br>共通区分   | ○:相当程度進展あり  |
|      |                      | 判断根拠  | 業績指標①については、令和3年度中、新型コロナウイルス感染症の影響により実施件数は減少したものの、可能な範囲で広域緊急援助隊合同訓練を実施するとともに、各種実戦的訓練及び関係機関との連携を行った事例もあることから、目標をおおむね達成したといえる。<br>業績目標②については、令和3年7月1日からの大雨等の発生時に、所要の体制を確立して災害警備活動に当たったことから、目標を達成したといえる。<br>したがって、一部の業績指標で目標が達成されなかったが、おおむね目標に近い実績が示されていることから、「相当程度進展あり」と認められる。 |
|      | 達成状況の分析              | 業績指標①については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、災害対策用資機材の整備、災害への対処に関する関係機関との合同訓練、関係機関との情報交換等の連携等の取組が、目標の達成に寄与したと考えられる。<br>業績指標②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、平素から装備資機材の整備、各種訓練及び関係機関との連携により重大事案への対処能力の強化を図り、災害発生時には所要の体制を確立して的確な災害警備活動を実施したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。 |   |
|      | 目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括 | 目標の見直しの方向性  | 【業績目標、業績指標及び達成目標】<br>今後も、国の公安の維持のため、大規模自然災害等の重大事案への的確な対処に向けた取組の推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を令和4年度の業績目標等として設定する。  |
|      | 評価結果の政策への反映の方向性      | 【引き続き継続】<br>引き続き、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進するとともに、大規模自然災害等の重大事案発生時に必要な装備資機材の整備や体制の強化を行う。  |   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 令和4年6月29日に開催した第39回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。 |
|-----------------|---|

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 「令和3年警察白書」<br>「治安の回顧と展望(令和3年版)」(令和3年12月警察庁) |
|---------------------------|---|

|       |       |          |         |
|-------|-------|----------|---------|
| 政策所管課 | 警備第二課 | 政策評価実施時期 | 令和4年10月 |
|-------|-------|----------|---------|

# 令和3年度実績評価書

基本目標5 業績目標3

(警察庁2-④)

|  |   |                            |                             |                             |                             |                            |
|--|---|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 基本目標   | 国の公安の維持   |                            |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標   | 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処   |                            |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標の説明  | 謀報事案、拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案、国際テロ等に関する国内外の情報収集・分析機能を強化することにより、対日有害活動、国際テロ等の未然防止を図るとともに、これら事案に的確に対処する。                                    |                            |                             |                             |                             |                            |
| 基本目標に関する<br>予算額・執行額等   | 区分  | 元年度                        | 2年度                         | 3年度                         | 4年度                         |                            |
|  | 予算の<br>状況<br>(千円)   | 当初予算(a)                    | 10,173,739<br><136,792,574> | 12,143,525<br><157,497,903> | 10,658,118<br><127,874,884> | 10,644,220<br><89,301,956> |
|  |   | 補正予算(b)                    | 29,576<br><19,803,508>      | 631,802<br><9,275,923>      | 206,345<br><33,045,464>     |                            |
|  |   | 繰越し等(c)                    | 0<br><60,284,976>           | 28,050<br><21,444,026>      |                             |                            |
|  |   | 合計(a+b+c)                  | 10,203,315<br><216,881,058> | 12,803,377<br><188,217,852> |                             |                            |
|  | 執行額(千円)   | 9,841,179<br><179,994,112> | 11,072,662<br><149,458,966> |                             |                             |                            |
| ※ 上段には警備警察費及び皇宮警察本部(うち護衛・警備に必要な経費)を、下段には複数の基本項目に係る共通経費を、それぞれ掲載した(基本項目5・業績目標1の再掲) |   |                            |                             |                             |                             |                            |
| 業績目標に関する内閣の<br>重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)  | ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)<br>Ⅲ 戦略の内容<br>2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等  |                            |                             |                             |                             |                            |
|  | ○ 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」<br>(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)<br>Ⅰ 各種テロ対策の強化・加速化<br>1 情報収集・分析等の強化<br>6 テロ対策協力のための国際協力の推進        |                            |                             |                             |                             |                            |
|  | ○ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策推進要綱」<br>(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)<br>1 情報収集・集約・分析等の強化<br>2 水際対策の強化<br>7 テロ対策のための国際協力の推進 |                            |                             |                             |                             |                            |
|  | ○ 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月)<br>六 外交・安全保障   |                            |                             |                             |                             |                            |

|      |                          |  |                                   |
|------|--------------------------|--|-----------------------------------|
| 業績指標 | 業績指標①                    | 実績   |                                   |
|      | 国内外の関係機関との情報交換等の連携状況(事例) | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月には、経済産業省主催のフォーラムにおいて、米国治安情報機関と共同で講演を行うなど、国内外の関係機関と連携した先端技術情報の流出防止対策を実施した。</li> <li>令和3年7月から9月にかけて開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国治安情報機関、国際刑事警察機構(ICPO)等との緊密な連携の下、外事情報部長及び外事情報調整室長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等を積極的に実施するとともに、出入国在留管理庁、税関等の関係機関と連携して水際対策を実施し、テロリストの入国阻止を図った。</li> <li>令和3年9月には、英国で開催されたG7内務大臣会合に国家公安委員会委員長がリモート方式で出席したほか、年2回開催されているG7ローマ/リヨングループ会合におけるテロ対策実務者会合にオンライン参加するなど、G7各国の関係機関等との情報交換を積極的に実施し、緊密な連携を図った。</li> <li>令和3年10月には、オンラインで実施されたPSI(注)阻止訓練に参加するなど、国際的な取組に積極的に参加した。</li> <li>令和3年10月から12月にかけては、経済産業省と連携して都道府県警察の捜査員を対象とした経済安全保障に関する研修会を開催するなど、関係機関との緊密な連携を図った。</li> <li>他方、例年独立行政法人国際協力機構(JICA)と共催してきた、世界各国のテロ対策実務担当者に対して国際テロ対策に関するノウハウを提供する「国際テロ対策セミナー」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</li> </ul> <p>注 Proliferation Security Initiative(拡散に対する安全保障構想)の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置の検討・実践をする取組のことで、107か国(令和2年11月現在)がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。</p> |                                   |
|      | 達成状況: ○                  | 達成目標   | 国内外の機関との情報交換をはじめとした関係機関との連携を強化する。 |

|        |   |   |  |
|--------|---|---|--|
|        | 業績指標②   | 実績  |  |
|        | 北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に係る事案への取組状況(事例) | 北朝鮮による拉致容疑事案等について捜査・調査を推進するとともに、令和3年度中、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を検挙するなど、対日有害活動に的確に対処した。  |  |
|        |   | 【事例1】<br>北朝鮮による拉致容疑事案及び北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向け、外事情報部外事課に設置した「特別指導班」が都道府県警察に対する巡回指導を実施するとともに、都道府県警察及び警察庁のウェブサイトを活用するなどして、広く情報提供を求めた。そのほか、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査を推進した。 |  |
| 達成状況:○ | 達成目標  | 北朝鮮による拉致容疑事案等、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等の対日有害活動に対する取組を推進する。  |  |

|   |                      |   |      |      |      |     |     |            |     |
|---|----------------------|---|------|------|------|-----|-----|------------|-----|
| 参考指標・参考事例   | 参考指標①                | 項目  | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 28～2年度(平均) | 3年度 |
|   | 国内における国際テロの発生件数      | 国際テロの発生件数(件)  | 0    | 0    | 0    | 0   | 0   | 0          | 0   |
|   | (令和4年4月国際テロリズム対策課作成) |   |      |      |      |     |     |            |     |
| 参考指標・参考事例   | 参考指標②                |   |      |      |      |     |     |            |     |
|   | 海外における国際テロの発生状況(事例)  | 【事例1】<br>令和3年8月、アフガニスタン・カブール国際空港付近で、自爆テロが発生し、米軍関係者を含む少なくとも180人以上が死亡し、200人以上が負傷した。 |      |      |      |     |     |            |     |
|   |                      | 【事例2】<br>令和3年9月、ニュージーランド・オークランドの商店で、男が刃物で買物客を襲撃し、7人が負傷した。                         |      |      |      |     |     |            |     |
| 【事例3】<br>令和3年10月、英国・エセックスの教会で、同国の下院議員が刃物を持った男に襲撃され死亡した。 |                      |   |      |      |      |     |     |            |     |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 業績目標達成のために行った施策 | ○ 官邸、関係機関等との連携【行政事業レビュー対象事業:57 焦点、60 情報収集・分析機能の強化等、64 ラジオプレスニュース速報受信】<br>内閣情報会議、合同情報会議等において、官邸、内閣官房等に対し、政府の意思決定に資する情報の提供を行った。   |
|                 | ○ 外国治安情報機関等との情報交換【行政事業レビュー対象事業:57 焦点、60 情報収集・分析機能の強化等、64 ラジオプレスニュース速報受信】<br>実務担当者による情報交換等を実施することにより、関係機関との連携を強化した。  |
|                 | ○ 情報収集・分析機能の強化【行政事業レビュー対象事業:57 焦点、60 情報収集・分析機能の強化等、62 インターネット・オシントセンター、64 ラジオプレスニュース速報受信、65 国際テロ対策データベースシステム、66 国際テロ捜査情報分析支援装置維持費】<br>所要の予算措置等を講ずることにより、国際テロに関連する情報の収集・分析体制の強化を図った。 |

|      |                      |   |  |
|------|----------------------|---|--|
| 評価結果 | 各行政機関共通区分            | ○:相当程度進展あり  |  |
|      | 目標の達成状況              | 判断根拠  | 業績指標①については、令和3年度中、一部新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、国内外の関係機関との情報交換等の連携が強化されたことから、目標をおおむね達成したといえる。<br>業績指標②については、令和3年度中、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に向けた取組を一層強化するとともに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案についての捜査を推進し、外国為替及び外国貿易法違反事件を検挙したことから、目標をおおむね達成したといえる。<br>したがって、業績目標については「相当程度進展あり」と認められる。 |
|      | 達成状況の分析              | 業績指標①及び②については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、内閣情報会議、合同情報会議等における情報の提供や、国家公安委員会委員長、外事情報部長及び外事情報調整室長によるハイレベルかつ緊密な情報交換、実務担当者による情報交換等の実施等、国内関係機関・外国治安情報機関等との情報交換を通じた情報収集・分析機能の強化等を行うとともに、それらを生かして違法行為の取締りを推進したことが、目標の達成に寄与したと考えられる。 |  |
|      | 目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括 | 目標の見直しの方向性  | 【業績目標、業績指標及び達成目標】<br>今後も、国の公安の維持のため、関係機関等との連携の強化等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を令和4年度の業績目標等として設定する。  |
|      | 評価結果の政策への反映の方向性      | 【引き続き推進】<br>引き続き、情報収集・分析体制の強化及び国内外の関係機関との情報交換を図る。   |  |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 学識経験を有する者の<br>知見の活用 | 令和4年6月29日に開催した第39回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。 |
|---------------------|---|

|                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 政策評価を行う過程に<br>おいて使用した資料<br>その他の情報 | ○「治安の回顧と展望(令和3年版)」(令和3年12月警察庁警備局) |
|-----------------------------------|-----------------------------------|

|       |                |          |         |
|-------|----------------|----------|---------|
| 政策所管課 | 外事課・国際テロリズム対策課 | 政策評価実施時期 | 令和4年10月 |
|-------|----------------|----------|---------|

# 令和3年度実績評価書

基本目標7 業績目標1

(警察庁2-⑤)

|   |  |                          |                            |                            |                          |                         |
|---|--|--------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 基本目標  | 安心できるIT社会の実現   |                          |                            |                            |                          |                         |
| 業績目標  | サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止   |                          |                            |                            |                          |                         |
| 業績目標の説明   | ITが国民生活や社会経済活動に多大な影響を与える存在となっていることを踏まえ、サイバー空間をめぐる脅威に対処するとともに、サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を総合的に進めることにより、安心できるIT社会を実現する。   |                          |                            |                            |                          |                         |
| 基本目標に関する<br>予算額・執行額   | 区分   | 元年度                      | 2年度                        | 3年度                        | 4年度                      |                         |
|   | 予算の<br>状況<br>(千円)  | 当初予算(a)                  | 575,930<br><136,792,574>   | 1,131,813<br><157,497,903> | 272,219<br><127,874,884> | 218,852<br><89,301,956> |
|   |  | 補正予算(b)                  | 0<br><19,803,508>          | △ 23,876<br><9,275,923>    | 0<br><32,896,964>        |                         |
|   |  | 繰越し等(c)                  | 0<br><60,284,976>          | 0<br><21,444,026>          |                          |                         |
|   |  | 合計(a+b+c)                | 575,930<br><216,881,058>   | 1,107,937<br><188,217,852> |                          |                         |
|   | 執行額(千円)  | 395,825<br><179,994,112> | 1,060,205<br><149,458,966> |                            |                          |                         |
| ※ 上段にはサイバー警察費(令和3年度以前は情報技術犯罪対策費)を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。 |  |                          |                            |                            |                          |                         |
| 業績目標に関する<br>内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)                             | ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)<br>Ⅲ 戦略の内容<br>1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築  |                          |                            |                            |                          |                         |
|   | ○ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)<br>第2 具体的施策<br>Ⅱ 経済構造革新への基盤づくり<br>[1] データ駆動型社会の共有インフラの整備<br>1. 基盤システム・技術への投資促進<br>(3) 新たに講ずべき具体的施策<br>ii) サイバーセキュリティの確保       |                          |                            |                            |                          |                         |
|   | ○ 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)<br>4 目的達成のための施策 ~Cybersecurity for All~<br>4.2 国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現<br>4.2.1 国民・社会を守るためのサイバーセキュリティ環境の提供<br>(3) サイバー犯罪への対策 |                          |                            |                            |                          |                         |

|                             |  |  |  |  |
|-----------------------------|--|--|--|--|
| 業績指標                        | 業績指標①  | 実績   |  |  |
|                             | サイバー犯罪対策<br>に係る取組状況<br>(事例)  | 【事例1】<br>令和3年に実施したランサムウェア被害を受けた企業・団体等に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、ランサムウェア被害の未然防止対策等について、警察庁ウェブサイトにおいて注意喚起を実施した。                         |  |  |
|                             |  | 【事例2】<br>被害の潜在化その他のサイバー犯罪の温床となっている要素・環境の改善を図る観点から、一般財団法人日本損害保険協会等と連携して、サイバー犯罪に係る防犯対策に関する広報啓発活動を推進するとともに、警察への通報を促進するための取組を推進した。 |  |  |
|                             | 達成状況:○   | 達成目標   | サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。 |  |
| 業績指標②                       | 実績   |  |  |  |
| サイバー攻撃対策<br>に係る取組状況<br>(事例) | 【事例1】<br>令和3年7月、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバー攻撃集団APT40によるサイバー攻撃に関する外務報道官談話の発表に合わせて連名で注意喚起を実施した。同注意喚起では、事業者が適切なサイバーセキュリティ対策を講じることに加え、実際に情報流出等の被害が発生していなかったとしても、不審な動きを検知した場合は、速やかに所管省庁及びセキュリティ関係機関に連絡するとともに、警察にも相談するよう求めた。 |  |  |  |
|                             | 【事例2】<br>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバー攻撃対策として、競技会場を管理する事業者等と会場制御システムに対するサイバー攻撃を想定した共同対処訓練を実施したほか、大会期間中には、大会関係機関等との緊密な連携の下、24時間体制での即応体制を整え、サイバー攻撃発生時の対応に万全を期した。  |  |  |  |
| 達成状況:○                      | 達成目標   | 関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。   |  |  |



| 参考指標①  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
|--|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|---------|
| サイバー犯罪(注1)の検挙件数  | 合計(件)                  | 8,324   | 9,014   | 9,040   | 9,519   | 9,875   | 9,154         | 12,209  |
|  | 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反   | 502     | 648     | 564     | 816     | 609     | 628           | 429     |
|  | コンピュータ・電磁的記録対象犯罪       | 374     | 355     | 349     | 436     | 563     | 415           | 729     |
|  | 児童買春・児童ポルノ法違反          | 2,002   | 2,225   | 2,057   | 2,281   | 2,015   | 2,116         | 2,009   |
|  | 詐欺                     | 828     | 1,084   | 972     | 977     | 1,297   | 1,032         | 3,457   |
|  | 著作権法違反                 | 586     | 398     | 691     | 451     | 363     | 498           | 276     |
|  | 上記以外の罪種                | 4,032   | 4,304   | 4,407   | 4,558   | 5,028   | 4,466         | 5,309   |
| (4年3月情報技術犯罪対策課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 注1 高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標②  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
| サイバー犯罪等に関する相談受理件数  | 合計(件)                  | 131,518 | 130,011 | 126,815 | 115,010 | 139,531 | 128,577       | 174,216 |
| (4年3月企画課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標③  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 令和3年    |
| インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額  | 発生件数(件)                | 1,291   | 425     | 322     | 1,872   | 1,734   | 1,129         | 584     |
|  | 被害額(万円)                | 307,300 | 168,700 | 108,100 | 252,100 | 113,300 | 189,900       | 82,000  |
| (4年3月情報技術犯罪対策課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標④  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
| インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報(注2)件数  | 違法情報(件)                | 33,284  | 27,016  | 35,951  | 26,656  | 63,189  | 37,219        | 41,944  |
| (4年6月サイバー企画課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 注2 児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚醒剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報   |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標⑤  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
| サイバー防犯ボランティア団体数  | サイバー防犯ボランティア団体数(団体)    | 202     | 221     | 244     | 274     | 262     | 241           | 264     |
| (4年5月サイバー企画課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| ※ 数値は各年の12月末現在   |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標⑥  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
| サイバー空間における探索行為等(注3)とみられるアクセス件数   | アクセス件数(件/日・IPアドレス)(注4) | 1,692.0 | 1,893.0 | 2,752.8 | 4,192.0 | 6,506.4 | 3,407.2       | 7,335.0 |
| (4年3月情報技術解析課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 注3 インターネットとの接続点に設置しているセンサー(1つのセンサーにつき1IPアドレスが付与されている。)において検知した、各種攻撃を試みるための探索行為を含む、通常のインターネット利用では想定されない接続情報 |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 注4 アクセス件数の1日・1IPアドレス(センサー)当たりの平均値  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標⑦  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
| サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数(延べ人数)   | 入校者数(人)                | 252     | 252     | 254     | 254     | 30      | 208           | 188     |
| (4年5月サイバー企画課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |
| 参考指標⑧  | 項目                     | 28年     | 29年     | 30年     | 元年      | 2年      | 28～2年<br>(平均) | 3年      |
| 外部委託教養受講者数(警察庁実施)  | 受講者数(人)                | 190     | 192     | 240     | 192     | 0       | 163           | 95      |
| (4年5月サイバー企画課作成)  |                        |         |         |         |         |         |               |         |

参考指標・参考事例

|   |   |
|---|---|
| 業績目標達成のために<br>行った施策   | <p>○ 全国協働捜査方式等の推進、捜査官の育成、各種資機材の整備等によるサイバー犯罪対策の体制の強化【行政事業レビュー対象事業：66 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成、67 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充、70 サイバー犯罪取締りの推進】<br/>効率的な捜査活動を実施するための全国協働捜査方式(注7)等を活用し、サイバー犯罪の取締りを推進した。また、サイバー犯罪対策に従事する警察職員に対し、サイバー犯罪対策に関する専門知識を習得させるための研修等を実施した。さらに、サイバー犯罪捜査や解析のために必要な資機材を整備するとともに、最新の技術情報を収集しつつ、複雑化する不正プログラムの効率的な解析を推進した。</p> <p>注5 インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報された違法情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式</p> |
|   | <p>○ 警察職員への研修等による警察のサイバー攻撃対策のための体制の強化【行政事業レビュー対象事業：66 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成、67 サイバー空間における脅威に対処するための資機材の整備・拡充、71 大規模産業型制御システム模擬装置整備】<br/>サイバー攻撃対策に従事する警察職員に対し、サイバー攻撃手法に関する民間委託による訓練等を実施したほか、サイバー攻撃に関する情報収集及び分析のための資機材を運用するなど、サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止のための体制強化を推進した。</p>   |
|   | <p>○ 予防・捜査等の推進に必要なインターネット観測の推進<br/>サイバー攻撃の発生及び被害の拡大の防止を図るため、リアルタイム検知ネットワークシステム(注8)の運用により、サイバー攻撃の予兆及び実態の把握を推進した。</p> <p>注6 インターネットとの接続点に設置したセンサーにおいて検知したアクセス情報等の集約・分析をすることで、DoS攻撃の発生や不正プログラムに感染したコンピュータの動向等の把握を可能とするシステム</p>   |
|   | <p>○ 情勢に対応した訓練環境の充実【行政事業レビュー対象事業：66 サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成】<br/>各種サイバー攻撃事案やサイバー犯罪事案を疑似的に体験できる訓練環境を用い、全国警察のサイバー攻撃対策やサイバー犯罪対策を担当する職員等に対して実践的な訓練を実施した。</p>  |
|   | <p>○ 各種講演やセミナーによる研修及びウェブサイト等を活用した情報発信を通じたサイバーセキュリティ対策に関する広報啓発【行政事業レビュー対象事業：69 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等】<br/>民間団体が主催するイベント等において講演やセミナーを実施したほか、警察庁ウェブサイトのサイバー犯罪対策のページや警察庁ウェブサイト「@police」、警察庁公式twitterアカウント等を活用し、サイバーセキュリティに関する広報啓発を行った。</p>   |
|   | <p>○ サイバーテロ対策協議会(注9)、共同対処訓練等の実施による重要インフラ事業者等との連携<br/>サイバーテロ対策協議会を通じたサイバーセキュリティに関する情報提供、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練の実施等により、サイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の重要インフラ事業者等と連携するなどして、サイバーテロによる被害の未然防止・拡大防止を推進した。</p> <p>注7 警察とサイバー攻撃の標的となるおそれのある重要インフラ事業者等とで構成する協議会</p>  |
|   | <p>○ 情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との連携<br/>サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク(注10)を通じて事業者等から提供されたサイバー攻撃に関する情報等の集約・分析、その結果に基づく注意喚起等により、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等と連携するなど、サイバーインテリジェンスによる被害の未然防止・拡大防止を推進した。</p> <p>注8 警察と情報窃取の標的となるおそれの高い先端技術を有する事業者等との間で、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報共有を行うネットワーク</p>  |
|   | <p>○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバー攻撃対策<br/>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、官民が一体となった共同対処訓練や大会関係事業者等に対する注意喚起といったサイバー攻撃対策を実施するとともに、大会期間中の対応にも万全を期した。</p>  |
|   | <p>○ 国際捜査協力及びサイバーセキュリティに関する情報共有等によるサイバー犯罪取締り等のための国際連携の強化<br/>G7ローマ/リヨングループのハイテク犯罪サブグループ会合やサイバー犯罪条約委員会会合等への出席、国際刑事警察機構(ICPO)等を通じたサイバー犯罪・サイバー攻撃事案に係る国際捜査共助の実施等により、犯罪取締り等のための諸外国との国際連携を強化した。</p>   |
|   | <p>○ 先進的なサイバー犯罪に対応するための効果的な抑止・捜査手法の活用の推進【行政事業レビュー対象事業：70 サイバー犯罪取締りの推進】<br/>海外サーバに開設された偽サイト等に関する情報をウイルス対策ソフト事業者等に提供し、関係事業者において、インターネット利用者がこれらのサイトを閲覧しようとした際にコンピュータ画面に警告を表示させるなどの対策が実施された。また、サイバー犯罪の捜査情報を共有するシステムを運用し、各都道府県警察において個別に把握したサイバー犯罪に関する捜査情報等の共有を図り、合同・共同捜査を推進した。</p>   |
|   | <p>○ 情報技術解析に係る関係機関との連携強化<br/>情報技術解析に係る関係機関と情報共有を行うなどの取組を通じて連携強化を図った。また、情報技術解析に資する技術情報の収集等を図るため、民間事業者等との協力関係構築に取り組んだ。</p>  |
|   | <p>○ 産業界等との連携強化【行政事業レビュー対象事業：69 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況等に関する調査及び広報啓発等、70 サイバー犯罪取締りの推進】<br/>産学官連携によるサイバー空間の脅威への対処を目的とするJC3の活動への参画等により、サイバー犯罪情勢や対策の在り方、インターネットに係る最新の技術に関する情報等について情報交換を行い、民間企業等との協力を推進した。</p>   |
| <p>○ インターネット・ホットライン業務の効果的運用【行政事業レビュー対象事業：68 インターネット・ホットライン業務等】<br/>一般のインターネット利用者等から違法情報等に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンターを、民間委託により引き続き運用した。令和3年中、同センターは違法情報2,206件についてサイト管理者等に対する削除依頼を実施し、このうち1,846件(83.7%)が削除された。また、有害情報のうち自殺誘引等情報2,199件について対応依頼を実施し、942件(42.8%)が削除された。</p> |   |
| <p>○ サイバー防犯ボランティアの育成・支援【行政事業レビュー対象事業：68 インターネット・ホットライン業務等】<br/>警察庁ウェブサイトにおいて、サイバー防犯ボランティアの活動上の留意事項等について整理した「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル(モデル)」等を公開しているほか、全国のサイバー防犯ボランティアの活動の参考となるような取組を行っている団体を紹介するなど、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進した。</p>   |   |

|                           |  |   |   |
|---------------------------|--|---|---|
| 評価の結果                     | 各行政機関<br>共通区分  | ○:相当程度進展あり  |   |
|                           | 目標の達成状況  | 判断根拠  | 業績指標①については、令和3年度中、サイバー関連事業者等との連携を強化し、情報提供や注意喚起、被害防止対策等を積極的に推進したことから、目標をおおむね達成したといえる。<br>業績指標②については、令和3年度中、関係機関と連携したサイバー攻撃に関する注意喚起を実施したほか、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練に取り組んだことから、目標をおおむね達成したといえる。<br>各業績指標は目標を達成したものの、令和3年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数(参考指標⑥)が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数(参考指標②)が引き続き高い水準となったことから、本目標である「安心できるIT社会の実現」の達成は道半ばであると考えられる。<br>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。 |
|                           | 達成状況の分析  | 業績指標①については、「実績」欄に掲げた事例をはじめとして、関係機関・団体と連携した対策の強化や注意喚起等の取組を推進したことが目標の達成に寄与したと考えられる。<br>業績指標②については、重要インフラ事業者等、情報窃取の標的となるおそれのある事業者等との共同対処訓練の実施、関係機関と連携した注意喚起の取組等が、目標の達成に寄与したと考えられる。 |   |
|                           | 目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括                                     | 目標の見直しの方向性  | 【業績目標、業績指標及び達成目標】<br>令和4年4月に警察庁サイバー警察局及び関東管区警察局サイバー特別捜査隊が設置され、引き続きサイバー事案への対処能力の更なる強化を図る必要があることから、「サイバー事案対策の強化」を新たな業績目標として設定する。<br>業績指標については、今後も、サイバー事案の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー事案対策を推進する必要があることから、「官民連携を始めとするサイバー事案対策に係る取組状況」を新たに業績指標として設定する。<br>また、国境を越えて敢行されるサイバー事案に適切に対処するため、外国捜査機関等との強固な信頼関係の構築に取り組む必要があることから、「国際連携に係る取組状況」についても、新たに業績指標として設定する。   |
|                           | 評価結果の政策への反映の方向性  | 【引き続き推進】<br>サイバー空間における脅威は依然として深刻な状況にあるといえることから、引き続き、人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化、民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化、被害防止のための広報啓発の推進等に取り組む。  |   |
| 学識経験を有する者の知見の活用           | 令和4年6月29日に開催した第39回警察庁政策評価研究会において、有識者の意見を聴取した上で作成した。      |   |   |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(令和4年4月警察庁サイバー警察局サイバー企画課) |   |   |
| 政策所管課                     | サイバー企画課・サイバー捜査課・情報技術解析課                                  | 政策評価実施時期  | 令和4年10月   |